

技術シーズ活用可能性調査事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う技術シーズ活用可能性調査事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

技術シーズ活用可能性調査事業委託業務

2 目的

長野県では、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン※」（計画期間：2018年度から2022年度まで）に基づき、「健康・医療」、「環境・エネルギー」「次世代交通」など、今後成長が期待され、県内企業の参入希望が多い産業分野をターゲットとして、競争優位性を持つ県内産業を核とした、産業集積形成活動を促進している。

本委託業務では、長野県の公設試験研究機関である工業技術総合センター等が保有する技術シーズについて、有望な用途を探索するほか、当該用途における競争優位性の検証とともに、市場の構造や今後の動向を調査し、県内企業が当該技術シーズを活用した事業展開のシナリオを検討する際の留意点を整理する。

県内の各産業支援機関のコーディネータ等が本事業の成果を踏まえ、工業技術総合センター等の有望な技術シーズを橋渡しし、県内企業への伴走支援に取り組むことにより、県内企業による成長期待分野への参入が促進され、もって良質な雇用の創出につなげることを目的とする。

※長野県ものづくり産業振興戦略プランの詳細は下記 URL へ掲載

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/happyou/180209press.html>

3 実施場所

長野県を含む日本国内及び海外とする。

4 実施期間

委託契約の締結日から令和5年3月10日までとする。

5 業務内容

(1) 技術の用途探索

県産業労働部産業技術課（以下「県担当課」という。）は、工業技術総合センター等が保有する技術シーズのうち、10件以上20件以下を選定する。受託者は、各技術シーズについて、ユーザー視点で多面的に検討、可能性のある用途を抽出し、有望な用途を1以上提案するとともに、当該用途において、競合技術・代替技術の有無を調査し、優れる点と劣る点を調査する。

(2) 深堀調査

① (1)で選定した技術シーズのうち、県担当課との協議を経て、5件以上を選定し、当該技術を展開する市場について、バリューチェーンや商流、事業ストラクチャーなどの基本的な業界構造及び今後の動向を調査する。また、業界特有の参入障壁となりうる規制や課題等があれば併せて調査する。

② ①の業界構造の調査結果を踏まえ、県内企業が当該技術シーズを活用した事業展開のシナリオを検討するにあたって、留意すべき点を整理する。論点の整理に当たっては、成果の具体的な導出先や、より多くの収益を生み出すための事業展開のあり方、共同研究契約や特許等の実施権契約の方法等についても含めるものとする。

(3) 情報提供

県担当課が設定する会議の場で、参加する県内企業に対し、(1)及び(2)の調査結果を情報提供する。

(4) 実績報告書の作成

(1)、(2)及び(3)の結果を踏まえ、委託期間終了までに報告書を作成する。作成に当たっては、以下に留意することとする。

- ・A4判10ページ以上で必要なページ数（様式任意）とし、様式第1号に添付し提出すること。
- ・掲載内容の詳細については、県担当課と協議しながら決定していくこと。
- ・受託者は、県担当課が指定する日までに報告書を電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で県へ提出すること。
- ・報告書には、他者の所有権、著作権等の権利を侵害する可能性を有するものを権利保有者の許可なく掲載しないこと。
- ・本事業において発生した所有権、著作権等については、原則として県に帰属すること。
- ・報告書へ掲載する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 留意事項

- 調査結果は日本国内の動向にとどまらず海外の動向を十分に反映したものとすること。
- 県担当課から情報提供した内容のみでは業務を実施するための情報が十分でないと考えられる場合は、必要に応じてヒアリングを実施すること。
- 公開情報（市場レポート、企業データベース、専門記事検索等）を調査するとともに、受託者が有する知見・経験、人的ネットワーク等を活かした調査を行うこと。
- 本仕様書の業務内容以外にも、本委託業務の目的を実現する上で有効な調査等があれば、受託者は、県担当課へ積極的に提案を行い、担当部署と協議の上随時見直しを行うこと。

7 成果目標

- (1) 技術の用途探索 10件
- (2) 深堀調査 5件

8 スケジュール

受託者は、概ね以下のスケジュールで必要な業務を実施することとする。

時期	内容
R4年6月上旬	・公募型プロポーザル実施公告
R4年7月中旬	・受託者決定、契約
契約後～ R5年1月31日	・5(1)、(2)を実施 ・10月頃に実施状況を報告
R5年2月1日～ R5年3月10日	・県内企業への情報提供
R5年3月10日	・委託業務完了、報告書を県へ納品

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度県担当課と協議することとする。

(様式第1号)

技術シーズ活用可能性調査事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名 称
代表者

印

令和 年 月 日付の委託契約により実施した技術シーズ活用可能性調査事業委託業務が終了したので、委託契約書第7条の規定により別添のとおり報告します。